

第6回

(平成28年6月10日)

# 議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

## 錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 平成28年6月10日(金) 午前9時半から午前10時

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 10名

1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学  
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也  
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則  
10番委員 石松 まゆ子

4 欠席委員

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 会議書記の指名

4) 議第26号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第27号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

6 事務局職員

事務局長 高波昌一・農地係 久保田文子

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、7番・8番委員を指名します。諸事報告がありましたら報告をお願いします。

4番 先月総会分のあっせん分が5月23日成立しました。反32万円です。

3番 先月総会分のあっせんが6月16日公社と契約予定です。

6番 4月5月あっせん分2番委員とともに5月24日に反60万円と反70万円で契約が成立しました。

10番 5月16日中央営農支援センター総会、5月31日担い手育成支援協議会総会、6月1日有害鳥獣被害対策協議会総会に参加しました。

議長 議事に入ります。それでは、議第26号案農地法第3条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第26号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について、8番委員より調査報告をお願いします。

8番 (調査番号1) 借借人・賃貸人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申

請理由は相手方の要望です。賃借人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力2人）です。経営面積363aのうち田363aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：2Km。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：9千円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクターコンバイン田植機。8番（取得農地の利用計画）：水稻。9番（周辺地域との関係）：従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号2番について、8番委員より調査報告をお願いします。

8番 （調査番号2）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与（新規就農）です。譲受人の経営内容について報告します。家族6人（稼働力2人）です。経営面積89aのうち田89aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1Km。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：SS運搬車借用。8番（取得農地の利用計画）：米玉ねぎ桃梨。9番（周辺地域との関係）：従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号3番について、6番委員より調査報告をお願いします。

6番 （調査番号3）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族6人（稼働力2人）です。経営面積63aのうち田63aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：50m。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：反30万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：作業委託。8番（取得農地の利用計画）：野菜。9番（周辺地域との関係）：従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号4番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 （調査番号4）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。従業員4人です。経営面積は674a田359a畑279a乳牛270肉牛220預託牛100頭です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1Km以内。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：反20万円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：一式。8番（取得農地の利用計画）：牧草地。9番（周辺地域との関係）：

従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号5番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 (調査番号5) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。従業員4人です。経営面積は674a田359a畑279a乳牛270肉牛220預託牛100頭です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1Km以内。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):田反30万円畑反10万円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):一式。8番(取得農地の利用計画):牧草地。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号6番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 (調査番号6) 借借人・借貸人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。借借人の経営内容について報告します。家族5人(稼働力1人)です。経営面積104aのうち田104aです。繁殖牛2頭子牛1頭。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):0m。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):反1万円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他。8番(取得農地の利用計画):WCS。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号7番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 (調査番号7) 借借人・借貸人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。借借人の経営内容について報告します。家族5人(稼働力1人)です。経営面積104aのうち田104aです。繁殖牛2頭子牛1頭。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):500m。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):反1.4万円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他。8番(取得農地の利用計画):WCS。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号8番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3 番 (調査番号8) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力1人)です。経営面積132aのうち田78a畑54aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):800m。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他一式。8番(取得農地の利用計画):水稻。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

4 番 調査番号5について反当り30万円と10万はなぜか。

3 番 ゴルフ練習場の近くで荒れてはいません。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。次に調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号2については原案のとおり決定します。次に調査番号3について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号3については原案のとおり決定します。次に調査番号4について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号4については原案のとおり決定します。次に調査番号5について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号5については原案のとおり決定します。次に調査番号6について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号6については原案のとおり決定します。次に調査番号7について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議 長 全委員賛成ですので、調査番号7については原案のとおり決定します。次に調査番号8について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

- 議 長 全委員賛成ですので、調査番号8については原案のとおり決定します。次に議第27号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。
- 事務局 議第27号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 農用地利用集積計画（平成28年6月1日付け：球錦農林第2964号）の諮問があり、今回は所有権移転6件、利用権の再設定が3件、新規が4件です。  
（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）  
以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である
- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
  - ② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である  
イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。  
ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。  
ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
  - ③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。  
の各要件を満たしていると考えます。
- 議 長 内容説明が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。  
（全委員：質疑なし）
- 議 長 質疑がないので、採決します。議第27号案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
（全委員：挙手）
- 議 長 全委員、賛成ですので、議第27号案については原案のとおり決定します。次に報告第6号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について上程します。
- 議 長 事務局より説明をお願いします。
- 事務局 報告第4号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）
- 議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しましたので、平成28年第6回総会を閉会します。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年6月10日

農業委員会会長

7番 農業委員

---

8番 農業委員

---